

H 2 3 年度 弁理士試験【条文読込ゼミ／情報先取ゼミ】第 1 号

2010. 7－(1)

□ 本ゼミの特徴

1. メルマガでありながら、情報発信者と受験生との双方向性の高い弁理士試験塾としてのゼミであること
2. 弁理士試験最終合格を最短で実現可能にすること

□ 目次

★ 条文読込ゼミ（特許法（1））

☆ 条文逐条解説 ＋ 短答過去問演習 … 特許法 1 条－2 6 条

★ 情報先取ゼミ 弁理士試験全体の合格率状況

★ 編集後記

ゼミ生のみなさん、こんにちは。
弁理士試験最短合格ゼミ世話人の奥町です。

本条文読込ゼミ・短答過去問演習では、
拙著『弁理士 最短合格の時間術・勉強術』、
『弁理士短答一発合格マニュアル』のほか、
『知的財産権 四法対照法文集』（P A T E C H 企画）を参考に
しながら進めていくと、
より効率的な勉強ができると思いますのでご利用ください。

条文読込ゼミのコーナーでは、条文を中心に、過去問、青本、改正本、
審査基準、その他基本書、必要な判例等を引用して記載してあります。

すべて、これらからの引用で根拠のあるものです。

従いまして、ゼミ生のみなさんは、わざわざ条文や青本等を開くことなく、理解・記憶でき、合格レベルの知識が得られるような構成にしております。

ただし、どうしても理解できない点や、不明な点があれば、各自で上記の文献より根拠を見つけ、内容を確認してください。

それでも理解できない場合、根拠が見つからない場合には、掲示板、個別メールにてご連絡ください。

全力を尽くしてゼミ生一人ひとりのご質問・疑問点にお答えする所存です。

なお、年間の勉強スケジュールについては、『弁理士 最短合格の時間術・勉強術』の p. 3 の“合格までのロードマップ”などが参考にできます。

また、詳細は、同書の第 4 章これが最短合格の時間術！ p. 50～をご参考にさせていただきます。

そこにも書きましたが、来年 1 月から論文答案練習会や（今年は短答のみに絞って勉強される方は別ですが）その後の短答答案練習会が始まります。

これと並行して 1 月以降に過去問・条文・青本をやっていくのは、正直大変です。

来年の本試験直前期には、四法対照法文集・一元化集のみを見ればそれ以外は見ることがない程度にしておく必要があります。

直前期に青本や審査基準を見る時間は絶対ありません。そのために、今の時期にじっくり青本等で理解を深めつつ過去問をやることは大事です。

そして、法文集への必要な事項の書き込みと、
主体・客体、要件・効果等をマーカーで色分けすることも重要。

今回は、初回ということで、勉強を始める前のゼミの
利用の仕方について少しお話いたします。

●条文読込ゼミの利用の仕方
条文逐条解説＋短答過去問演習について説明します。

通常、解説は問題の後ですが、ここでは、
解説が問題の前にある、という構成にしています。

最初に条文とその解釈等を理解していただき、
その後、過去問の演習で理解を確認する、という流れです。

理解しにくいと思われるものは、簡単な解説文をつけています。
条文だけ、要点集だけ、過去問だけを勉強する不安、
要点集、過去問、条文をそれぞれ見るめんどうさを
解消しました。

上から（1条から）通して読むだけで、受験生みなさんの
得点アップが可能となると考えて作成しました。

このゼミを最大限に活用していただきたいと思います。

●法文集への必要な事項の書き込みやマーカーでの色分け
を各自で行ってください。

条文読込ゼミについては、スケジュールの関係があるので、
今回から早速、特許法1～26条に対応する部分をはじめます。

毎週この程度の量をお送りしますので、継続して勉強することで、
確実に実力がつけられるようにしています。

それでは、今週のゼミをはじめましょう！

☆条文の逐条解説 + その条文の過去問題演習

★ 条文読込ゼミの対象者

このゼミは、次のような受験生を対象としています。

- まだ勉強をはじめたばかりだが、来年短答式試験には一発で突破したい
- 今年短答式試験を受けたが30点未満だったので勉強のやり方を見直したい
- 今年は30点～38点だったので、来年こそは、合格基準点以上をとりたい
- 来年最終合格を目指しており、そのために短答式試験は確実に突破したい
- 論文対策の勉強に際して条文を見直し、論文合格を確実に勝ち取りたい

〔直近の改正法に下線を入れてあります。〕

(特許法1条-26条)

●特許法 第1条 (目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

・この法律の目的を示したもの

<比較>

法律の目的

○実1条 ⇒ 物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与する

○意1条 ⇒ 意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する

○商1条 ⇒ 商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する

●特許法 第2条 (定義)

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

(1) 1項 発明の定義 → 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

(2) 3項 発明の「実施」の定義

① 1号 物の発明：物の生産・使用・譲渡等・輸出・輸入・譲渡等の申出

② 2号 方法の発明：方法の使用

③ 3号 物を生産する方法の発明：方法の使用、その方法による生産物の使用・譲渡等・輸出・輸入・譲渡等の申出

a. 「物」→ プログラム等が含まれる（平成14年改正）

（趣旨）プログラム等が含まれることを明示的に規定することにより、記録媒体に記録されないプログラム等の情報財がそれ自身として特許法における保護対象となり得ることを明確化（改正本）

b. 「譲渡等」→ 譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む（平成14年改正）。

（趣旨）ネットワークを通じたプログラム等の提供行為が発明の実施に含まれることを明確化（改正本）

c. 放送は「譲渡、貸渡し」に含まれると解釈される（改正本）。

d. 「プログラム等」→ プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるもの（4項、平成14年改正）

e. 「譲渡等の申出」→ 権利品の展示やカタログによる勧誘・パンフレットの配布等も含む概念と解される（平成18年改正本）。

f. 実施には「輸出」行為が含まれる（平成18年改正、特2条3項1号、3号）。（趣旨）模倣品や海賊版の輸出規制の実現

g. 一般的に「通過」として考えられる行為のうち、我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく外国に送り出す行為は、輸出に該当すると考えられる（改正本）。

h. 「輸出の申出」は実施行為に含まれない。

（理由）輸出は国内貨物を外国に送り出す行為として単独で成立し得る行為であるから、通常、申出行為というものは概念し得ない（改正本）。

【平17-20】生産、使用、譲渡、貸渡し、輸出及び輸入をする行為は、物の発明についての実施に含まれる。

→○

(3)「物を生産する方法の発明」の場合 → その方法により「生産した物」の使用等をする行為が実施行為に該当する（特2条3項3号）

【平18-22】「洋菓子の製造装置」に係る発明の特許権がある場合、当該特許発明の技術的範囲に属する洋菓子の製造装置を使用して製造した洋菓子についても、その特許権の効力が及ぶ。

→×

【平13-2】ある製品の製造を行うために、甲の有する特許に係る検査方法による品質検査が義務づけられていたところ、乙は、無許諾で当該検査方法を使用し、当該製品を製造した。この場合、甲は、乙による当該製品の製造・販売行為を差し止めることができる

→×検査方法を使用する行為を差し止めることができるが（特2条3項2号、68条、100条1項）、製品を製造・販売する行為を差し止めることができない。

<比較>

○考案について「実施」とは（実2条3項）

→ 考案に係る物品の 製造・使用・譲渡・貸渡し・輸出・輸入・譲渡/貸渡の申出
（○譲渡/貸渡の為の展示）

○意匠について「実施」とは（意2条3項）

→ 意匠に係る物品の 製造・使用・譲渡・貸渡し・輸出・輸入・譲渡/貸渡の申出
（○譲渡/貸渡の為の展示）

○発明について「実施」とは（特2条3項）

→ ・1号 物の発明：その物の 生産・使用・譲渡等（譲渡・貸渡し、物がプログラム等の場合電子通信回線を通じた提供）・輸出・輸入・譲渡等の申出
・2号 方法の発明：方法の使用

・ 3号 物を生産する方法の発明：その方法の使用、その方法による生産物の使用・譲渡等・輸出・輸入・譲渡等の申出

●特許法 第3条（期間の計算）

この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

(1) 期間が午前零時から始まらない場合、期間の初日は参入しない。

【平11-46】特許出願等に基づく優先権の主張を伴う特許出願について特許権の設定の登録がされた場合、特許法第67条第1項（存続期間）に規定する「特許出願から20年」は、その優先権の主張を伴う特許出願のあった日から起算する。ただし、期間が午前零時から始まることはないものとする。

→×特許出願のあった日の翌日から起算

<比較>実意商で準用、パリ条約4条C(2)(3)で同趣旨の初日不参入・末日が休日の場合の特例規定

●特許法 第4条（期間の延長等）

特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第46条の2第1項第三号、第108条第1項、第121条第1項又は第173条第1項に規定する期間を延長することができる。

(1) 「特許庁長官」が延長する。

(2) 「請求により」又は「職権で」延長する。

(3) 「遠隔又は交通不便の地にある者のため」延長する。

(4) 4条延長の対象 4つ

①特46条の2第1項3号

(実用新案登録に基づく特許出願：実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第13条第2項の規定による最初の通知を受けた日から30日)

② 特108条1項

(第一年から第三年までの各年分の特許料の納付：特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から30日以内)

③ 特121条1項(H20改正)

(拒絶査定不服審判の請求期間：査定の謄本の送達があつた日から3ヶ月以内)

④ 特173条1項

(再審の請求期間：請求人が審決が確定した後再審の理由を知った日から30日以内)

【平15-1】特許出願人は、拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書又は図面について補正をすることができるが、特許出願人が、遠隔の地にある者であっても、当該補正をすることができる期間の延長を請求することはできない。

→○ 審判請求と同時であれば補正できるが、補正期間は延長不可

【平17-54】国と株式会社甲との共同出願に係り持分の定めがなされている特許出願について特許をすべき旨の査定がなされた場合、請求により第1年から第3年までの各年分の特許料の納付期限が延長されることがあるほか、請求されない場合であっても、当該特許料の納付期限が延長されることがある。

→○

【平8-22】特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、特許法第173条第1項に規定する再審を請求することができる期間を延長することができる。

→○

(5) 期間の経過後には、特4条の規定に基づいて期間を延長することができない(青本)。

【平18-5】特許庁長官は、遠隔の地にある特許出願人から、拒絶査定不服審判を請求することができる期間の経過後に当該期間の延長の請求がなされた場合、特許法の規定によっては当該期間を延長することができない。

→○

<比較>

○実案における遠隔等の者のための延長対象(特4条準用による延長)

- ①実14条の2第5項
(訂正請求期間：最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月)
 - ②実39条の2第4項
(無効審判取下可能期間：実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日)
 - ③実45条2項
(再審請求期間：審決が確定した後再審の理由を知った日から30日)
 - ④実54条の2第5項
(参加申請手数料の返還請求期間：実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日)
- 実案では、登録料納付期間の特4条延長なし
但し、請求による延長あり(実32条3項)
特許商も、請求による延長あり(特108条3項、意43条3項、商41条2項、商65条の8第3項)
- 意商では、①登録料納付期間、②拒絶査定不服審判請求期間、③再審請求期間に加えて、④補正却下不服審判請求期間 についても、特4条延長対象(意68条1項、商77条第1項で特4条読替準用)
- 特4条は準用していないが、遠隔等の者のための延長対象のもの
- ①登録異議申立書の補正期間(商43条の4第3項)
 - ②補正後の新出願の期間(意17条の3、準商17条の2第1項)(意17条の4、準商17条の2第2項)

●特許法 第5条(期間の延長等)

特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

(1) 1項 指定期間の延長

- a. 主体 「特許庁長官」、「審判長」又「は審査官」
- b. 「請求」により又は「職権」で指定期間の延長可
- c. 「自己」の指定した期間又は期日について、延長又は変更の権限を有する(青本)。

【平18-5】審査官が特許出願人に対し拒絶の理由を通知し相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えた場合、特許庁長官は、特許法の規定により職権でその期間を延長することができる。

→×

(2) 2項 指定期日の変更

a. 主体 「審判長」のみ

b. 「請求」により又は「職権」で指定期日の変更可

<比較>実意商で準用

●特許法 第6条（法人でない社団等の手続をする能力）

法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。

三 第171条第1項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

(1) 「社団」→ 一定の目的のための多数人の結合体であつて、その構成員個人の生活活動から独立した社会活動を営むと認められる程度に達したもの（青本）

(2) 「財団」→ 個人の帰属を離れて、一定の目的のために管理される財産の集合（青本）

(3) 「代表者又は管理人」→ その団体の活動機関（青本）

(4) 1項 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものがすることができる手続 3つ

①出願審査の請求

②特許無効審判又は延長登録無効審判の請求

③特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審の請求

【平18-12】（【平22-47】）法人でない社団であつて、代表者の定めがあるものは、その名において特許無効審判を請求することができる。

→○

【平1-22】法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものが、その名において特許無効審判の確定審決に対する再審を請求することができる場合はない。

→×

【平7-12】法人でない社団であって代表者の定めがあるものは、特許について利害関係を有する場合、その名において当該特許料を納付することができる。

→×

【平21-1】法人でない社団であって、代表者の定めがあるものは、その名において、特許発明の技術的範囲について、特許庁に対し、判定を請求することができる。

→×

(4) 2項 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものが「される」ことができる手続についての規定

→「特許無効審判」又は「延長登録無効審判」の「確定審決」に対する「再審」を請求「される」ことができる。

(5) 無効審判を請求される場合や、訂正審判を請求する場合については規定されていない。(理由) 法人格のない団体は権利能力がなく、特許権者となり得ないため(青本)

<比較>

○ 特：出願審査の請求(特6条1項1号)

⇔実：実用新案技術評価の請求(実2条の4第1項1号)

○ 特：特許無効審判又は延長登録無効審判の請求(特6条1項2号、3号、2項)

⇔実：審判(=無効審判)の請求(実2条の4第1項2号、3号、2項)

○意商で特6条を準用

●特許法 第7条(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。

3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

4 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

(1) 1項

a. 未成年者の手続能力

①(原則) 未成年者は法定代理人によらなければ手続をすることができない。

②(例外) 未成年者が独立して法律行為をすることができる場合 → 未成年者が手続をすることができる。

③「未成年者」→ 年齢20歳に達しない者(民4条)

【平17-10】未成年者は、法定代理人の同意を得たとしても、特許出願に関する手続をすることはできない。ただし、未成年者は法律行為をすることができる者ではないものとする。

→○

【平21-1】年齢13歳の少年甲(特許法第7条第1項ただし書きの「独立して法律行為をすることができる」者に当たらないものとする。)が発明をした場合、甲は、法定代理人の同意を得て、弁理士を代理人として選任し、手続をすることができる。

→×

【平22-47】婚姻をしている未成年者は、法定代理人によらないで、特許無効審判を請求することができる。

→○

b. 成年被後見人の手続能力

①成年被後見人は、法定代理人によらなければ手続をすることができない。

②「成年被後見人」→ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者(民7条)

(2) 2項 被保佐人の手続能力

a. 被保佐人が手続をする場合 → 保佐人の同意を得なければならない。

b. 「被補佐人」→ 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者であって、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた者(民11条)

【平10-18】被保佐人である特許出願人が、当該特許出願について手続をする場合、常に当該保佐人の同意を得なければならない。

→○

(3) 3項 法定代理人の手続能力

a. 法定代理人が手続をする場合 → 後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

b. 「法定代理人」→ 通常、未成年については親権者又は後見人、成年被後見人については後見人（青本）

c. 「後見監督人」→ 遺言で指定する場合と、家庭裁判所が被後見人の親族又は後見人の請求によって選任する場合とがある（青本）。

(4) 4項 2、3項の適用除外

・「被保佐人」又は「法定代理人」が、相手方が請求した「審判」又は「再審」について手続をするときは同意不要。

【平18-12】被保佐人が被請求人である特許無効審判において、当該被保佐人は、保佐人の同意を得ることなしに、当該審判請求書の副本の送達の際に指定された期間内に答弁書を提出することができる。

→○

【平22-47】未成年者の法定代理人は、後見監督人があるときであっても、その同意を得ることなく、相手方が請求した特許無効審判について手続をすることができる。

→○

<比較>実意商で準用

●特許法 第8条（在外者の特許管理人）

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

2 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

●特許法施行令 第1条

特許法第8条第1項の政令で定める場合は、特許管理人を有する在外者（法人にあつては、その代表者）が日本国内に滞在している場合とする。

(1)「特許管理人」→ 通常の委任代理人と異なり包括的な権限を有する（青本）。

(2) 1項

a. (原則) 在外者は、特許管理人によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

b. (例外) 在外者が特許管理人によらないで手続等を行うことができるのは、以下の場合

①政令で定める場合(特8条1項)

②国際特許出願の場合(国内処理基準時まで可)(特184条の11第1項)

【平10-18】特許法第8条1項の政令で定める場合を除き、在外者は、特許管理人によらないで手続を行うことができる場合はない。

→×

【平12-15】日本国内に住所又は居所を有しない者であっても、特許管理人を選任せずに、手続を行うことができる場合がある。

→○

【平21-15】在外者甲が、特許管理人により、平成20年4月1日(火)に特許出願をするとともに当該特許出願について出願審査の請求をし、その手数料を納付したが、特許法第195条第9項に規定する命令、通知又は査定の謄本の送達を受けることなく、平成20年9月1日(月)に当該特許出願を取り下げた場合、甲が日本国内に滞在しているときであっても、甲は、特許管理人によらなければ、平成21年2月27日(金)に出願審査の請求の手数料の返還を請求することができない。

→× 在外者甲は、特許管理人を有しているため、日本国内に滞在している場合は、特許管理人によらずに手続等を行うことができる(特8条1項、特許法施行令1条)。したがって、甲は特許管理人によらずに、出願審査の請求の手数料の返還を請求することができる。

(3) 2項

a. 「一切の手続き」→ 特許出願の取下げ、審判請求の取下げ等のいわゆる不利益行為を含む(青本)。

b. 在外者は特許管理人の代理権の範囲を制限することができる(特8条2項但書)。

【平9-5】特許管理人は、特許出願の取り下げについて常に本人を代理する。

→×

<比較>実意商で準用

●特許法 第9条(代理権の範囲)

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第41条第1項の優先権の主張若しくはその取下げ、第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

(1)「委任」による代理人は、「特別の授権を得なければ」、特9条に規定されている行為を行うことができない。

【昭56-46】日本国内に住所を有する者から特許出願に関する手続を委任された代理人は、特別の授権を得なくても、拒絶査定不服審判を請求することができる。

→×

【平19-5】日本国内に住所又は居所を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なくとも、特許法第41条第1項の規定による国内優先権の主張をすることができる。

→×

【平22-47】日本国内に住所又は居所を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なくとも、出願公開の請求をすることができる。

→×

(2)特9条に規定されている行為「以外」の行為については、特別の授権を得なくとも行うことができる。

【平11-27】日本国内に住所を有する者から特許出願に関する手続を委任された代理人は、特別の授権を得なければ当該特許請求の範囲に記載された2以上の請求項のうち1を削除する補正をすることができない。

→×

【平14-54】日本国内に住所又は居所を有する者から特許出願に関する手続の委任を受けた代理人は、特別の授権を得なくともその特許出願の分割をすることができる。

→○

【平20-31】日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なくとも特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の取下げをすることができ

る。

→× 実用新案登録に基づく特許出願等の特許出願の取下げには特別の授権要

<比較>実意商で準用

○秘密意匠の請求は特別の授権を得る必要なし。

●特許法 第11条（代理権の不消滅）

手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

(1)手続をする者の委任による代理人の代理権は以下の事由によつては消滅しない。→ 委任の目的範囲は当初から明確であることから考えて、相続人その他の者が不測の損害を蒙ることはないと考えられる（青本）。

①本人の死亡

【平18-12】手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡によつては、消滅しない。

→○

②本人である法人の合併による消滅

「合併」→ 設立合併又は吸収合併（青本）

【平8-43】特許管理人の代理権は、本人である法人の合併による消滅によつては消滅しないが、日本国内に住所又は居所を有する者の委任による代理人の代理権は、本人である法人の合併による消滅により消滅する。

→×

③本人である受託者の信託の任務終了

受託者の死亡、破産、後見開始の審判、受託会社の解散等（信託法42条）

④法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅

「法定代理人の代理権の変更」→ 管理権の喪失等で、法定代理人の代理権の一部が消滅した場合等をいう（青本）。

【平13-21】本人が未成年者であったときに法定代理人が委任した代理人の代理権は、本人が成年に達しても消滅しない。

→○

(2)本条は委任による代理人についてのみ適用

（理由）法定代理人は本人との特殊な人的関係において結ばれているため（青本）

<比較>実意商で準用

●特許法 第12条（代理人の個別代理）

手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

(1) 出願人、請求人等が特許庁に対して手続をする場合二人以上の代理人のうち一人がすれば本人がしたと同じような効果が生ずるわけであるが、逆に特許庁からする手続についても二人以上の代理人のうち一人に対してすれば本人に対してしたと同じような効果を生ずることになる（青本）。

(2) 本人が二人以上の代理人の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても手続上無効。ただし、本人と代理人との間の内部関係としての意義を有する（青本）。

【平3-11】手続をする者の委任による代理人が二人以上あるときは、各代理人は、特許庁に対して他の代理人と共同して手続きをしなければならない場合がある。

→×

【平18-12】日本国内に住所を有する特許出願人の委任による代理人甲、乙兩名に、当該特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求をするための特別の授權が与えられた場合、甲は、単独では当該特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求をすることができない。

→×

<比較>実意商で準用

●特許法 第13条（代理人の改任等）

特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

4 特許庁長官又は審判長は、第1項又は第2項の規定による命令をした後に第1項の手続をする者又は第2項の代理人が特許庁に対してした手続を却下することができる。

(1) 主体 「特許庁長官」又は「審判長」

(2) 1項 手続をする者がその手続をするのに適当でないと認める場合

→ 代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

(3) 2項 手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認める場合 → 改任を命ずることができる。

【平21-1】審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めた。このとき、審判長は、代理人の改任を命ずることができる。

→○

(4) 3項 弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

(5) 4項 1項又は2項の命令に違反した場合の制裁規定（青本）

→ 却下処分

・却下処分は裁量行為 → 当該事項が同じようなことの繰返しというようなものではなく、かつ、本人にも不利益が及ばないような場合は、有効なものとして取り扱うことは差し支えない（青本）。

【平15-47】手続をする者がその手続をするのに適当でないものと審判長が認め、代理人により手続をすべきことを命じた場合、審判長は、その命令をした後に当該手続をする者が特許庁に対してした手続を却下しなければならない。

→×

<比較>実意商で準用

●特許法 第14条（複数当事者の相互代表）

二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第41条第1項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(1) 2人以上の者が共同して特許出願、審判請求等の手続をした後は、全員の不利益になるような手続を除いて、その後の手続について各人が代表すべき旨を定めたもの（青本）。

(2) 「代表者」は2人以上であっても差し支えない（青本）。

(3) 「各人が全員を代表する」

→ 明細書の補正や出願審査の請求をする場合などは共同出願任の1人がすれば有効であり、また特許庁からする手続についても共同出願任のうち1人に対してすれば全員に対してしたと同じような効果を生ずる（青本）。

(4) 特許出願、審判請求等の手続自体については、別に38条、132条等の規定がある（青本）。

【平11-27】乙が特許出願Aの共同出願人となっており、代表者を甲を定めて特許庁に届け出ている場合、甲は、単独でAに基づく優先権の主張を伴う特許出願をすることができる。ただし、代理人はないものとする。

→×

【平14-57】特許出願人が複数である場合、当該特許出願についての出願公開の請求は、共同でしなければならない。

→○

【平16-12】2人以上が共同して特許出願をし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、その代表者が当該特許出願の拒絶査定不服審判の請求を行うことができる。

→×

【平19-5】2人以上が共同して特許出願をし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、その代表者のみでその特許出願の取下げを行うことができる。

→×

【平21-3】共有に係る特許を受ける権利に基づく特許出願についての拒絶査定に対し、共有者全員で拒絶査定不服審判を請求する場合、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、当該補正は審判請求と同時に行わなければならないから、代表者を定めて特許庁長官に届け出たときであっても、当該補正は共有者全員でなければならない。

→×

<比較>実意商で準用

●特許法 第15条（在外者の裁判籍）

在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成8年法律第109号）第5条四号の財産の所在地とみなす。

(1)「在外者」→ 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有しない者（8条）

(2)「その他特許に関する権利」→ 専用実施権、通常実施権、これらを目的とする質権等（青本）

【平9-44】特許管理人を有しない在外者の特許権について、特許法第83条第2項（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）に規定する通常実施権を設定すべき旨の裁定がされたとき、当該通常実施権者が定められた対価の額の減額を求める訴えは、常に、東京地方裁判所である。

→○対価の減額を求める訴えについては特許権者が被告となるが（特184条1号）、特許権者は特許管理人を有しない在外者であるため、特許庁の所在地が財産の所在地となり（特15条）、東京地方裁判所が管轄する。

<比較>実意商で準用

●特許法 第16条（手続をする能力がない場合の追認）

未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

3 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

(1)本条の規定に基づいて追認された場合は、前にされた手続は追認のときから有効になるのではなく、前の瑕疵ある手続がされた時にさかのぼって有効になる（青本）。

【平17-10】未成年者が法定代理人によらないでした手続は、法定代理人が追認すれば、その手続がされた時にさかのぼって有効になる。

→○

(2) 1、2、4項 ①「法定代理人」、又は ②手続をする能力を取得した「本人」が追認できる。後見監督人は追認できない。

【平14-13】未成年者が法定代理人によらないでした手続は、法定代理人が追認することができる。ただし、その未成年者は、独立して法律行為をすることができる者でないものとする。

→○

【平17-10】後見監督人があるときに、未成年者の法定代理人が後見監督人の同意を得ないでした手続は、後見監督人が追認することができる。

→×

【平19-5】成年被後見人が自らした発明について、法定代理人によらずに自ら特許出願をしたときは、法定代理人による追認がない限り、当該手続が有効となることはない。ただし、後見監督人はないものとする。

→×

(3) 3項 被保佐人が保佐人の同意を得て追認できる。保佐人は追認できない。

【平10-18】被保佐人である特許出願人が、当該特許出願について手続をする場合、常に当該保佐人の同意を得なければならない。

→○

(4) 追認は、追認権者の側から自発的にすることができることはいうまでもないが、特17条3項又は特133条2項の規定により、特許庁長官又は審判長は、手続が特7条に違反してされているときは相当の期間を指定してその手続の補正をすべきことを命ずることができる（青本）。

(5) 追認は、特18条又は特133条の規定による却下処分があった後はすることができない（青本）。

(6) 追認をするには過去の手続を一体としてしなければならない、その中にある行為のみを追認して他の行為は追認しないというような選択は許されない（青本）。

<比較>実意商で準用

●特許法 第17条（手続の補正）

手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第17条の4までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第134条の2第1項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

2 第36条の2第2項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第1項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第7条第1項から第3項まで又は第9条の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第195条第1項から第3項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第2項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

(1) 1項 手続補正可能時期について規定

a. 1項本文：事件が特許庁に係属している場合に補正可

・審査請求制度を採用したことに伴い、原則として補正ができる期間を「事件が特許庁に係属している場合」とした（青本）。

b. 1項但書：明細書、特許請求の範囲、図面、要約書等についての補正（実体補正）の時期的制限 → 特17条の2～17条の4までの規定によるのみ補正可能

(2) 2項 「外国語書面」及び「外国語要約書面」については補正不可。

【平18-2】外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面について補正をすることができる場合はない。

→○

【平19-5】外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面及び外国語要約書面を添付した願書の記載について補正をすることができない。

→×願書は補正可

【平20-25】外国語書面出願の出願人は、外国語書面及び外国語要約書面について、明白な誤記の訂正を目的とする場合であっても、常に、補正をすることができない。

→○

【平22-36】外国語書面出願の出願人は、外国語要約書面について補正をすることができる。

→×

(3) 3項 「特許庁長官」が補正命令を行うことができる場合

① 1号 特7条（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）、特9条（代

理権の範囲) 違反

②2号 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反
 (「法律で定める方式」→ 特36条(特許出願の方式)等、「命令で定める方式」特許法施行規則に規定されている方式等(青本))

③3号 手数料未納

<比較>

・手続補正可能時期

○外国語特許出願(特184条の12)

⇒ ①所定手続(国内書面・翻訳文提出(特184条の4, 5)、手数料納付(特195条))

 +②国内処理基準時(翻訳文特例期間含む:最大32ヶ月)経過後

○みなし国際出願(特184条の20)

⇒ 所定の決定後

○実用新案登録出願等(実2条の2)

①原則:手続の補正は、特許庁係属中可能(実2条の2第1項本文)

②例外:明細書等の補正は、出願日から政令期間(1月内)のみ可(実2条の2第1項但書)

ここで、出願日=実際の出願日≠優先日、補正期間の延長は不可

さらに、明細書・図面は、1月を超えても実6条の2の期間内なら補正可

○日本語実用新案登録出願(実48条の8第4項)

⇒ 所定手続(実32条の登録料納付も含む)後

○外国語実用新案登録出願(実48条の8第4項、準特184条の12)

⇒ 所定手続(実32条の登録料納付も含む)後

国内処理基準時経過は要件でない!(外国語特許出願との違い)

○みなし国際出願(実用新案)(実48条の16第5項)

⇒ 所定の決定の日から1ヶ月

○意匠登録出願等の手続補正ができるとき(意60条の3)

⇒ 事件が、①審査、②審判、③再審 に継続中

・意68条2項で特17条3、4項準用

○商標・防護標章登録出願等の手続補正ができるとき(商68条の40第1項)

⇒ 事件が、①審査、②審判、③再審、④異議申立の審理 に係属中

さらに、登録料納付と同時に区分の数を減ずる補正可能(同2項)

・商7条2項で特17条3項読替準用、4項準用

●特許法 第17条の2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第50条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第50条（第159条第2項（第174条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第50条の規定により指定された期間内にするとき。

二 拒絶理由通知を受けた後第48条の7の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。

三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第50条の規定により指定された期間内にするとき。

四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。

2 第36条の2第2項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

3 第1項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては、同条第4項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第2項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第34条の2第1項及び第34条の3第1項において同じ。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

5 前二項に規定するもののほか、第1項一号、第三号及び第四号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第50条の2

の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第36条第5項に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮(第36条第5項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

6 第126条第5項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(1) 明細書、特許請求の範囲又は図面について補正可能な時期について規定

(原則) 特許をすべき旨の査定の際の謄本の送達前(1項柱書)

【平17-57】特許出願人は、出願審査の請求がなされる前においては、いつでも願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

→○

【平4-42】実用新案登録出願Aを、出願日から1年3か月を経過した後に、特許出願Bに変更したとき、その変更と同時にBについての出願審査の請求をした。当該特許出願人は、拒絶の理由の通知を受ける前に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正をすることができる場合はない。

→×

(2) 1項1号 最初の拒絶理由通知を受けた場合 → 第50条の規定により指定された期間内に補正可

(3) 1項2号 拒絶理由通知を受けた後、第48条の7の規定による通知を受けた場合 → 指定された期間内に補正可

【平17-57】特許出願人は、拒絶理由通知がなされることなく、特許法第48条の7に規定する文献公知発明に係る情報の記載についての通知がされ、その通知の際に指定された期間が経過した後は、当該特許出願に対する拒絶理由通知において指定された期間内でなければ、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができない。

→× 拒絶理由通知がなされていないので1項2号に該当しない。

(4) 1項3号 最後の拒絶理由通知を受けた場合 → 第50条の規定により指定された期間内に補正可

(5) 1項4号 拒絶査定不服審判を請求する場合 → 請求と同時に補正可

(H20法改正)

【平22-36】特許出願人は、審査官がした拒絶をすべき旨の査定に対して拒絶査定不服審判を請求する場合、その査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、その審判の請求と同時でなくても、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

→×

【平3-39】拒絶査定に対する審判を請求する場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてする補正は、当該査定の謄本の送達があった日から30日を経過した後にすることができる場合はない。

→×当該査定の謄本の送達があった日から3ヶ月以内に拒絶査定不服審判請求をすることができ(H20改正特121条1項)、その審判請求と同時に補正可。H20改正特121条1項；制度利用者に対する手続保障等の観点から、審判請求期間を拒絶査定謄本送達日から「3月以内」に拡大(庁説明会テキスト)

(6)2項 外国語特許出願について誤訳の訂正を目的として補正を行う際に提出すべき書面について規定

a. 「誤訳訂正書」の提出が必要

b. 誤訳訂正書提出時に手数料の納付要(特195条別表7号)

【平21-8】外国語書面出願の出願人は、最後の拒絶理由通知を受ける前は、いつでも、誤訳訂正書を提出して、誤訳の訂正を目的とする補正をすることができる。

→×拒絶理由通知を受けた後は、指定期間内に限り補正可(特17条の2第1項)。外国語特許出願について誤訳の訂正を目的として補正を行う場合も同様(特17条の2第2項)。

【平22-36】外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳の訂正の理由を記載した誤訳訂正書を提出し、所定の手数料を納付しなければならない。

→○

c. 2項違反は拒絶理由ではない。

【平13-41】外国語書面出願において、誤訳訂正書を提出してした明細書の補正が、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであるが、誤訳の訂正を目的とするものではないとき、その外国語書面出願は、その補正が誤訳の訂正を目的とする補正でないことを理由として拒絶される。

→×

(7)3項

a. 一般補正 → 願書に「最初に」添付した明細書、特許請求の範囲又は図

面に記載した事項の範囲内で補正可

【平15-57】願書に最初に添付した明細書の特許請求の範囲に発明イ、ロが記載されている特許出願について、出願審査の請求の際、イに係る請求項を削除する補正をしても、最初に受けた拒絶理由の通知により指定された期間内に、ロに係る請求項を削除して、上記イに係る請求項を加える補正をすることができる。

→○

【平15-57】パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願Aの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に発明イが記載されていない場合、イがその優先権の主張の基礎とされた出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されているときは、Aの明細書、特許請求の範囲又は図面にイを記載する補正をすることができる。

→×特許出願Aの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に発明イが記載されていないため、不可。

b. 外国語書面出願

①翻訳文の範囲内で補正可（3項括弧書）

②誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合 → 翻訳文、又は、当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面の範囲内で補正可（3項括弧書の括弧書）

（理由）出願人が誤訳の訂正を目的とした補正をした後に、さらに同じ箇所について誤訳の訂正を目的としない補正を行う場合も生じ得るため（青本）

第34条の2第1項及び第34条の3第1項において同じ

→ 仮専用通常実施権・仮通常実施権の登録制度創設に伴うもの

【平21-8】外国語書面出願について、誤訳訂正書により明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をした後、最初の拒絶理由通知を受けた。当該通知において指定された期間内に手続補正書により明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をするに際しては、誤訳訂正書により補正された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でのみ補正をすることができる。

→×

c. 3項違反は拒絶理由、無効理由（外国語書面出願除く）

【平20-25】外国語書面出願における外国語書面に記載されているが、外国語書面の日本語による翻訳文に記載されていない事項を誤訳訂正書の提出によらないで、当該出願に係る明細書に追加する補正をした。この補正は、常に、拒絶理由（特許法第49条）にも無効理由（同法第123条）にも該当する。

→× 拒絶理由には該当（49条1号、17条の2第3項）、無効理由にはならない
(8) 4項 シフト補正の禁止（平成18年改正）

(理由) ①特許制度の国際調和の観点、②発明の単一性の要件の趣旨(二以上の発明を一の願書で出願することができる範囲としては、発明の単一性の要件が規定されているが(特37条)、現状では、拒絶理由通知を受けた後に特許請求の範囲を補正して技術的特徴の異なる別発明に変更することにより2件分の審査結果を得ることができるため、発明の単一性の要件の趣旨が没却されている。)(改正本)

・4項違反は拒絶理由、無効理由でない

(9)5項 (i)最初の拒絶理由通知+第50条の2の規定による通知時、(ii)最後の拒絶理由通知時、(iii)拒絶査定不服審判請求時、における特許請求の範囲の補正制限

①1号 請求項の削除

②2号 特許請求の範囲の減縮

(a)請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定

(b)その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の「利用分野」及び「解決しようとする課題」が同一であるものに限られる。

(c)独立特許要件も満たす必要あり(6項)。

【平13-6】補正が、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内で、請求項に記載した発明を特定するために必要と認める事項を限定するものであり、かつ、補正後の請求項に記載した発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであっても、補正は却下される場合がある。→○さらに、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である必要がある。

③3号 誤記の訂正

④4号 明りょうでない記載の釈明 → 拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られる。

【平12-28】特許出願人が最後の拒絶理由通知を受けることなく拒絶をすべき旨の査定を受け、その後、当該拒絶査定に対する審判を請求すると同時に補正をする場合、特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明を目的とする補正は、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られない。

→×

【平19-59】特許出願人は、拒絶査定不服審判の請求と同時に特許請求の範囲について補正を行う場合、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてするものであれば、拒絶理由通知に

係る拒絶の理由に示された事項についてするものでなくとも、明りょうでない記載の釈明を目的とする補正を行うことができる。

→×

a. 最初の拒絶理由通知を受け、併せて第50条の2の規定による通知を受けた場合は、特許請求の範囲の補正が制限される（平成18年改正）。

【平16-42】特許法第36条第6項第2号に規定する要件（特許を受けようとする発明が明確であること）を満たしていない旨の最初の拒絶理由通知を受けた場合において、当該拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示された事項以外の事項についての、明りょうでない記載の釈明を目的とする補正は、することができる場合はない。

→×併せて第50条の2の規定による通知を受けていない場合可。

【特22-36】2以上の発明を包含する特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bとした場合において、Bについて最初の拒絶理由通知を受け、指定された期間内に特許出願人が特許請求の範囲について補正をするときであっても、最後の拒絶理由通知を受けたときと同様、特許法第17条の2第5項各号に掲げる事項を目的とする補正に限られることがある。

→○

b. 特17条の2第5項違反は拒絶理由、無効理由でない。

【平11-39】最後に受けた拒絶理由通知の際に指定された期間内にした特許請求の範囲についての補正であって、特許法第17条の2第5項各号に掲げる事項のいずれをも目的とするものでない補正をした特許出願に対して特許がされたとき、そのことを理由として、特許無効審判を請求することができる。

→×

<比較>

○外国語特許出願の補正の範囲も、外国語書面出願と同じ（①手続補正書による補正→翻訳文の範囲内 ②誤訳訂正書による補正→原文の範囲内（特184条の12第2項））

○外国語実用新案登録出願は、原文の範囲内で補正可能（実48条の8第3項）

○特許出願では記載事項を削除後に復活可能だが、商標登録出願では不可

○特17条の2（補正）6項と、特126条（訂正審判）5項の比較

・特17条の2（補正）6項：①特許請求の範囲の減縮（特17条の2第5項2号）の場合、独立特許要件具備要

・特126条（訂正審判）5項：①特許請求の範囲の減縮（特126条1項但書1号）、②誤記又は誤訳の訂正（2号）の場合、独立特許要件具備要

→ 訂正審判では、誤記誤訳訂正でも独立特許要件具備要

●特許法 第17条の3（要約書の補正）

特許出願人は、特許出願の日（第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第41条第1項、第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第64条第1項において同じ。）から1年3月以内（出願公開の請求があつた後を除く。）に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(1) 要約書について補正ができる時期について規定

(2) 要約書は、出願日から1年6月経過後に行われる出願公開の際に併せてその内容を公開することにより、特許情報へのアクセスを容易にすることを目的として提出を義務付けたものであり、権利関係にはなんら影響を与えるものではない（青本）。

【平4-42】特許出願人は、当該特許出願の日から1年3月を経過した後であっても、願書に添付した要約書を補正できる。

→×

(3)（例外）「出願公開の請求」があつた後は、要約書の補正不可（括弧書）

【平17-57】特許出願人は、出願公開の請求があつた後を除き、特許出願の日から1年3月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。ただし、特許出願は、国際特許出願でも外国語書面出願でもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

→○

(4) 「特許出願の日」→ 優先権主張を伴う場合は、優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日（括弧書）

【平12-47】特許出願Aに基づく優先権の主張を伴う特許出願Bの出願人は、Bの出願の日から1年3月以内であればいつでも、Bの願書に添付した要

約書について補正をすることができる。

→×Aの出願の日から1年3月以内

<比較>

・要約書の補正期間

○特 原則、特許出願の日から1年3月以内

○実 事件が特許庁に係属中+実用新案登録出願の日から1月（政令で定める期間）以内（実2条の2第1項）（明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正の期間と同じ）

○意商 要約書なし

●特許法 第17条の4（訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

特許無効審判の被請求人は、第134条第1項若しくは第2項、第134条の2第3項、第134条の3第1項若しくは第2項又は第153条第2項の規定により指定された期間内に限り、第134条の2第1項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 訂正審判の請求人は、第156条第1項の規定による通知がある前（同条第2項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第1項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(1) 1項 特許無効審判における訂正した明細書等の補正可能な時期を規定

→ 6つ

①特134条1項（審判の請求があったときの答弁書提出期間）

②特134条2項（請求書の補正を許可する場合の答弁書提出期間）

③特134条の2第3項（訂正の請求について当事者又は参加人が申し立てない理由について審理し、当該理由により訂正の請求を認めない場合の意見書提出期間）

④特134条の3第1項（特許無効審判の審決に対する取消しの判決が確定した場合における訂正請求期間）

⑤特134条の3第2項（審決の取消しの決定が確定した場合における訂正請求期間）

⑥特153条2項（審判において当事者又は参加人が申し立てない理由について審理した場合の意見書提出期間）

【平12-28】特許無効審判の手續において、当該特許権者が訂正した明細書又は図面について補正をすることができるのは、いわゆる訂正拒絶理由通知の際に指定された期間内及び職権審理の結果の通知の際に指定された期間内に限られる。

→×

(2) 2項 訂正審判における訂正した明細書等の補正可能な時期を規定

①特156条1項の規定による通知がある前に可能

【平10-37】特許権者が訂正審判を請求したとき、当該訂正の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができるのは、特許法第165条（訂正の審判における特則）の規定により指定された期間内に限られる。

→×

②特156条1項の規定による通知があった後であっても、審理が再開すれば、その後更に同条第1項の規定による通知がある前に補正可（括弧書）。

【平18-41】訂正審判において、特許法第156条第1項に規定する審理の終結の通知があった後であっても、当該訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる場合がある。

→○

【平21-8】訂正審判において、請求人が、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができるのは、訂正拒絶理由通知（特許法第165条に規定する通知をいう。）において指定された期間内に限られる。

→×

<比較>実意商では訂正の補正なし

●特許法 第18条（手續の却下）

特許庁長官は、第17条第3項の規定により手續の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第108条第1項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手續を却下することができる。

2 特許庁長官は、第17条第3項の規定により第195条第3項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第17条第3項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下す

ることができる。

(1) 主体 「特許庁長官」

(2) 裁量規定

(3) 1 項 特 1 7 条 3 項の規定による手続を命じられた者が補正をしないとき
→ 手続却下

【平 9 - 7】特許出願人が出願審査の請求をした場合において、特許庁長官は、当該手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が当該指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、その出願審査の請求を却下しなければならない。

→×却下できる。

【平 2 0 - 3 1】特許権の設定の登録を受ける株式会社甲が、特許法第 108 条第 1 項(特許料の納付期限)に規定する期間内に特許料を納付しない場合、特許庁長官は、当該特許出願を却下することができる。

→○ 特 18 条 1 項より、特許出願の手続を却下できる

(4) 2 項 「特許出願人でない者」が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が増加し(特 1 9 5 条 3 項)、特許出願人が手数料を納付しないとき

→ 出願却下

(理由) 出願審査の請求は第三者のした手続であり、出願人が負担すべき手数料を納付しないことにより第三者のした出願審査請求手続が却下されるのは適当でない。そこで請求項の数を増加させながらその分の出願審査請求料を納付しないのは出願人にその出願を維持する意思がないものとして出願そのものを却下することにした(青本)。

【平 1 4 - 4 9】出願人でない者が出願審査の請求をした後に、出願人によりなされた明細書についての補正により請求項の数が増加した。この場合において、出願人がその増加した請求項について納付すべき出願審査の請求の手数料を納付しなかったとき、特許庁長官は当該特許出願を却下することができる。

→○

【平 5 - 1】特許出願人がした出願審査の請求の手数料に不足がある場合において、特許庁長官がその不足分の納付を命じたにもかかわらず、特許出願人がそれを納付しないとき、特許庁長官は、当該特許出願を却下することができる。

→×出願審査請求の却下となる(特 1 8 条 1 項)

<比較>意商で準用、実は 2 条の 3 (手続の却下) で規定

●特許法 第18条の2（不適法な手続の却下）

特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

2 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならない。

(1)主体 「特許庁長官」

(2)裁量の余地なし

(3)1項の規定により却下された出願は、出願としての本質的要件を欠いているものであるから、優先権を生じさせる「正規の国内出願」（パリ条約4条A）とは認められない（青本）。

(3)2項 却下しようとするときは「弁明書提出の機会」を与えなければならない。

【平11-2】不適法な実用新案登録出願であつて、その補正をすることができないものについて、特許庁長官は、当該出願人に対しその理由を通知し、相当の期間を指定して弁明書を提出する機会を与えなければ、その実用新案登録出願を却下することができない。

→○実2条の5第2項準用特18条の2

<比較>実意商で準用

●特許法 第19条（願書等の提出の効力発生時期）

願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この条において「信書便法」という。）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第3条第1項若しくは第3項の規定による委託又は同法第4条の規定による再委託を受けた者の営業

所を含む。)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第2条第3項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後12時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

(1)「願書及び提出の期間が定められているもの(たとえば、補正命令に基づく手続補正書、拒絶理由通知に対する意見書等)」についての規定

(2)特許庁と当事者との地理的間隔の差異にもとづく不平等を排除する意味において、郵便局に差し出した日時に特許庁に到達したものとみなすこととした(青本) → 「発信主義」

(3)願書及び提出の期間が定められているもの以外は「到達主義」

【平18-12】出願公開の請求書を郵便により提出した場合において、特許出願人が郵便局にその請求書を差し出した日時を当該郵便物の受領証により証明したときは、その日時に当該請求書が特許庁に到達したものとみなされる。

→×

(4)郵便局に差し出した日時を受領証等によって証明できなければ、発信主義は適用されず、到達主義が適用される。

<比較> 実意商で準用

●特許法 第20条(手続の効力の承継)

特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

(1)権利の移転前にした手続の効力についての規定

行政上の便宜のため設けられた規定(青本)

(2)「特許に関する権利」→ 専用実施権、通常実施権、特許権を目的とする質権、無効審判請求人の地位(青本)

(3)(例)特許無効審判において特許権者甲が証拠調を申し立てた後その特許権を乙に移転した場合は、その申立の効力は乙に承継され、特許庁は特許権の移転後も証拠調の申立があったものとして取り扱わなければならない(青本)。

【平15-1】甲のした特許出願について審査がなされ、拒絶の理由を通知したところ、その後その特許出願の特許を受ける権利が甲から乙に移転された。

この場合、甲に対して指定した相当の期間内に意見書又は補正書が提出されな
いときは、審査官は、乙に対して改めて拒絶の理由を通知しなければ、その特
許出願について拒絶をすべき旨の査定をすることができない。

→×青本20条参照

<比較>実意商で準用

●特許法 第21条（手続の続行）

特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許
権その他特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する
権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

(1) 権利の移転後にする手続についての規定

(2) 判例、通例では、承継人に対して続行してもよく、あるいは原権利者に対し
て続行しても差し支えない（青本）。

<比較> 実意商で準用

●特許法 第22条（手続の中断又は中止）

特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手
続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

(1) 「中断」→ 手続中に当事者の側の手続を迫行する者に交代しなければなら
ない事由が発生した場合に、新しい迫行者が手続に関与できるようになるまで
の間、手続の進行を停止してその当事者の利益を保護するための制度（青本）。

(2) 主体 「特許庁長官」又は「審判官」

(3) 裁量の余地なし 「受継を許すかどうかの決定をしなければならない」

(4) 理由ありとする場合も理由なしとする場合も、受継を許すかどうかの決定す
る（青本）。

【平13-21】審決の謄本の送達後に中断した手続について受継の申立てが
あつたとき、審判官は、受継の申立てに理由がないと認めるとき以外は、決定
をしなくてよい。

→×

●特許法 第23条（手続の中断又は中止）

特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

2 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(1) 1項

- a. 主体 「特許庁長官」又は「審判官」
- b. 裁量の余地なし 「受継を命じなければならない」
- c. 「申立て」により又は「職権」で、

【平16-12】特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

→○

(3) 2項

- a. 主体 「特許庁長官」又は「審判官」
- b. みなし規定、裁量規定
 - ・指定した期間内に受継がないとき → その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

【平6-30】特許出願人が破産の宣告を受けたことにより、審査の手続が中断したとき、その手続を受け継ぐべき者が受継の申立てをしないかぎり、その手続が続行される場合はない。

→×

(3) 3項

- a. 主体 「特許庁長官」又は「審判長」
- b. 裁量の余地なし 「当事者に通知しなければならない」
- c. 「当事者」→ みなされた当事者及びその相手方（青本）

【平20-31】審判官は、中断した審判の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受

継があったものとみなすことができる。この場合、審判官は、受継があったものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

→× 前半は特23条1項2項より正しい。後半は審判官ではなく審判長が通知（同3項）。

<比較>実意商で準用

●特許法 第24条（手続の中断又は中止）

民事訴訟法第124条（第1項第六号を除く。）、第126条、第127条、第128条第1項、第130条、第131条及び第132条第2項（訴訟手続の中断及び中止）の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第124条第2項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第127条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第128条第1項及び第131条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第130条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

●民事訴訟法 第124条（訴訟手続の中断及び受継）

次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一 当事者の死亡 相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者

二 当事者である法人の合併による消滅 合併によって設立された法人又は合併後存続する法人

三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅
法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 当事者である受託者の信託の任務終了 新受託者

五 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失 同一の資格を有する者

2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

【平10-18】甲、乙が特許無効審判の請求を共同でした場合において、甲が死亡したとき、当該審判手続は常に中断する。

→× 委任代理人がある場合には中断しない

3 第1項第一号に掲げる事由がある場合においても、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。

【昭57-1】当事者が死亡したとき、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、手続の受継をすることができない。

→○

4 第1項第二号の規定は、合併をもって相手方に対抗することができない場合には、適用しない。

●民事訴訟法 第126条（相手方による受継の申立て）

訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。

【平6-27】特許無効審判の被請求人である法人が合併により消滅し、その審理手続が中断した場合、当該請求人は、当該特許権者となった合併後存続する法人による審理手続の受継の申立てをすることができる。

→○

●民事訴訟法 第127条（受継の通知）

訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。

【平9-7】特許無効審判の被請求人の死亡により、その審判の手続が中断した場合において、その相続人が受継の申立てをしたとき、審判長はこれを当該請求人に通知しなければならない。

→○

●民事訴訟法 第128条（受継についての裁判）

訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

●民事訴訟法 第130条（裁判所の職務執行不能による中止）

天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

【昭57-1】天災その他の事故により、特許庁が職務を行うことができないときは、その事故の止むまで手続は中止する。

→○

●民事訴訟法 第131条（当事者の故障による中止）

当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

【昭57-1】当事者が不定期間の故障により手続を続行することができないときは、特許庁長官又は審判官は、決定をもってその中止を命ずることができる。

→○

2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができる。

●民事訴訟法 第132条（中断及び中止の効果）

判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっても、することができる。

2 訴訟手続の中断又は中止があったときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

【平13-1】審判の手続の中断により期間の進行が停止し、その後、その中断が解消したとき、改めて進行する期間は、当該中断までに進行した期間を除いた、残余期間となる。

→×

<比較>実意商で準用

●特許法 第25条（外国人の権利の享有）

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

(1)「条約」 パリ条約、TRIPS協定、二国間条約（青本）

(2)本条違反は、拒絶理由、無効理由

<比較>実意商で準用

●特許法 第26条（条約の効力）

特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

(1)「条約に別段の定があるとき」→ 例えば、パリ条約4条の優先権に関する規定（青本）

<比較>実意商で準用

何かわからないことがあれば、ゼミ生掲示板か、メールで質問してください。

○メール：○○○○○@○○○. jp (ゼミ担当)

(ご質問は原則このゼミで取り上げた事項の範囲とさせていただきます。)

★★★★★☆☆☆☆☆ 情報先取ゼミ

◎ 弁理士試験全体の合格率状況

特許庁のホームページのデータ（弁理士試験本試験の受験者数、合格者数、合格率等）に基づいて一覧表を作成し、最近10年間の傾向について独自にまとめてみました。

まずは、弁理士試験全体の傾向の結果を以下に示します。

(弁理士試験情報：http://www.jpo.go.jp/index/benrishi_shiken.html)

■ 弁理士試験・本試験情報（最近10年）

	志願者数	短答受験	短答合格	論文受験	論文合格	口述受験	最終合格	(最終合格率)
H12:	5531	5166	→ 1292	不明	→ 250	不明	→ 255	(4.9%)
H13:	5963	5598	→ 1395	1345	→ 306	321	→ 315	(5.6%)
			(24.9%)		(21.9%)		(98.1%)	
H14:	7176	6714	→ 2070	2049	→ 470	476	→ 466	(6.9%)
			(30.8%)		(22.9%)		(97.5%)	
H15:	8569	7953	→ 2193	2171	→ 551	561	→ 550	(6.9%)
			(27.6%)		(25.4%)		(97.1%)	
H16:	9642	8883	→ 2506	2468	→ 634	649	→ 633	(7.1%)
			(28.2%)		(25.7%)		(96.8%)	
H17:	9863	9115	→ 2840	2795	→ 738	759	→ 711	(7.8%)
			(31.2%)		(26.4%)		(93.3%)	
H18:	10060	9298	→ 2878	2826	→ 655	703	→ 635	(6.8%)
			(31.0%)		(23.2%)		(89.6%)	

H19:	9865	9077	→	2678	2639	→	589	659	→	613	(6.7%)
				(29.5%)			(22.3%)			(92.1%)	
H20:	10494	9679	→	2865		→	601	648	→	574	(5.9%)
				(29.6%)			(21.4%)			(87.7%)	
H21:	10384	7354	→	1420	必	3336	→	944	1019	→	813 (8.5%)
					選	1164					
				(19.3%)			(27.2%)			(79.3%)	
H22:	9950	6582	→	899	必		→				()
					選						
				(13.7%)			()			()	
				(短答合格率)			(論文合格率)		(口述合格率)		

上記の結果から、最近では以下の傾向があることがわかります。
 志願者数は毎年1万人前後で増加傾向、最終合格率は例年6～8%前後。
 (なおH20年の最終合格率は最近6年では比較的低い5.9%でした)。
 短答式試験の合格率は、短答免除制度後は、19.3%(昨年)、
 13.7%(本年度)です。ただし、制度開始後2回のデータのみです。
 論文式試験の合格率は21～27%程度です。
 口述試験の合格率は減少傾向にあります。昨年は200人も落ちています。

★平成22年度弁理士試験統計

(H22 志願者統計・短答受験者／合格者統計)

→ <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/benrisitoukei22.htm>

★平成22年度弁理士短答式試験問題・解答

→ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/h22benrisi_tan.htm

★平成22年度弁理士論文式必須試験問題・論点

⇒ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/h22ronbunshiki_h.htm

◆ 編集後記

本試験の正しい情報をつかんでください。

まずは、正しい情報を把握した上で
自分は何をすべきか、について考えてください。

梅雨明けの暑い季節となりますが、
夏バテに負けず、ガッツで最終合格に向けて
これから1年間がんばりましょう！

次回も、ご期待ください！

★ IPコミュニティデータ（卒業生の合格者数、全合格者数・合格率推移）

⇒ <http://ipcommunity.jp/ipc-goukakujoukyou-2007-2008.pdf>

■ 平成21年度弁理士試験の結果（特許庁公表データ）

→http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/h21benrishi_kekka.htm

志願者数 10,384人（対前年比1.0%減）

受験者数 9,517人（対前年比2.2%減）

受験率 91.7%（前年92.7%）

合格者数 813人（対前年比41.6%増）

合格率 8.5%（前年5.9%）

合格者平均受験回数 4.06回（前年3.14回）

■ 平成21年度弁理士試験統計（特許庁）

→http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/benrishi_toukei21.htm

受験志願者数は 10,384人

短答受験者数は 7,354人（短答合格者 1,420人）

論文受験者数は 3,336人（論文合格者 944人）

口述受験者数は 1,019人（口述合格者 813人）

(最終合格者のうち 一般144人,
短答免除者587人, 筆記(短答論文)免除者77人)

■ 平成20年度より導入された免除制度

- ・ 短答式筆記試験合格者は翌年から2年間免除
- ・ 論文式筆記試験必須科目合格者は翌年から2年間免除
- ・ 論文式筆記試験選択科目合格者は翌年以降永久免除
- ・ 工業所有権に関する科目を一定単位以上修得し大学院の課程を修了した者は修了日から2年間短答式の一部免除(平成20年度以降の進学者に限る)

IPコミュニティのホームページでは、

→ <http://ipcommunity.jp/>

ますますみなさんにとってご利用しやすいサイトにしてまいります。

将来の弁理士合格後のキャリアアップの参考のために、
小生のキャリアアップレポートを無料で提供しています。
ご希望の方は、メールにてお知らせください。

○あて先: ○○○○○@○○○. jp (ゼミ担当)

平成22年度弁理士試験日程等(特許庁公表)

●短答式試験 5月23日(日): 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

合格発表 6月9日(水) 終了

●論文式試験(必須科目) 7月4日(日): 東京・大阪 終了

●論文式試験(選択試験) 7月25日(日): 東京・大阪

合格発表 9月24日(金)(予定)

●口述試験 10月15日(金)~10月22日(金): 東京

最終合格発表 11月9日(火)(予定)

特許庁のホームページ・【弁理士試験に関して】を随時ご確認ください。

→ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/benrishi_test_sekou.htm

◆弁理士試験最短合格ゼミ・条文読込ゼミ世話人：
弁理士 奥町哲行（IP COMMUNITY 講師代表）

◆ホームページ
→ <http://ipcommunity.jp/>（IPコミュニティ）

◆発行：知財チャンネル株式会社

Copyright 2007-2010 CHIZAICHANNEL Inc. All rights reserved. 無断転載厳禁
